

# 一級建築士の懲戒処分の基準の一部見直しについて（概要）

## 1 見直しの趣旨

本基準は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分を行う場合の基準を定めることにより、一級建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士の業務の適正を確保することを目的としている。

今回の見直しは、定期講習受講義務違反については、現在、戒告（又は業務停止 2 ヶ月）としているものを、定期講習未受講者対策として、まずは「文書注意（行政指導）」を行い、定期講習の受講を促した上で、それでもなお違反状態（未受講）が継続している者に対して、「戒告」⇒「業務停止」と段階的に対応を強化することで、受講を促すよう懲戒処分基準を見直すものである。

## 2 見直しの概要

定期講習受講義務違反について、「文書注意（行政指導）」⇒「戒告」⇒「業務停止」と段階的に処分するために必要な規定（表 1（ランク表）等）を整備する。

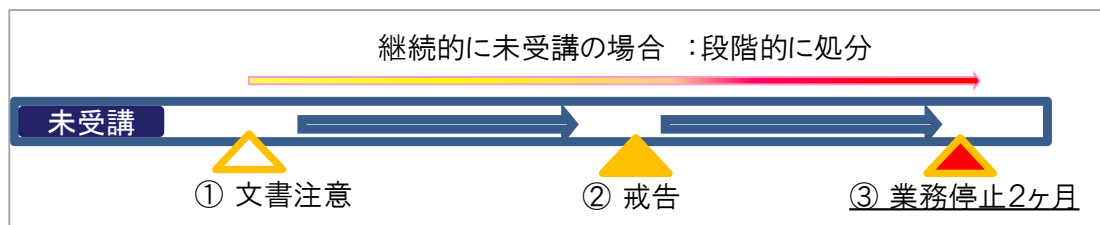
### （参考）新たな定期講習義務違反に係る懲戒処分のイメージ

#### 改正前



※過去、定期講習義務違反で処分を受けた者は、「過去に処分等を受けている場合の取扱表」より業務停止 3 ヶ月

#### 改正後



※過去、定期講習義務違反で 3 回目（業務停止 2 ヶ月）の処分を受けた者は、不誠実行為（+1）として、③「業務停止 3 ヶ月

## 3 施行期日

平成 29 年 7 月（予定）